

議会基本条例策定代表者会議

○平成27年7月10日（金曜日）

場 所 第一会議室

出席議員 16名

座 長 森 戸 洋 子 議員
副 座 長 宮 下 誠 議員
中山 克 己 議員
鈴木 成 夫 議員
片 山 薫 議員
渡 辺 ふき子 議員
斎 藤 康 夫 議員
水 上 洋 志 議員
五十嵐 京 子 議員

湯 沢 綾 子 議員
白 井 亨 議員
林 倫 子 議員
小 林 正 樹 議員
百 瀬 和 浩 議員
露 口 哲 治 議員
板 倉 真 也 議員

欠席議員 0名

事務局職員出席者

議会事務局長 加 藤 明 彦
庶務調査係長 清 水 伸 悟

議会事務局次長 小 林 大 治
庶務調査係主事 前 坂 悟 史

午後2時45分開会

○森戸座長 こんにちは。議会基本条例策定代表者会議を開会いたします。

お手元に次第がございます。素案たたき台についての協議を行います。

前回は、部長会から頂いた、また総務部から頂いた165項目のうちの意見を取り入れた方がいいという部分の議論を進めてまいりました。

今日は、質問に対する回答、また、検討した方がいいという「△」の部分について議論を進めてまいります。

それでは、議論を始めていきます。

まず、2ページの6番です。これが「△」です。これは解説が必要であるということで、これは条文になっているんですが、6番は、「記述された議会の役割と使命等は一般的な法解釈なのか。小金井市議会独自の考えなのか不明なので、解説を付すべきではないか。第2条との関係で、前文に

最高規範性についての解説が必要と考える」ということで、前文に解説はつけるべきだというご意見を頂いています。これについては、「この議会基本条例は全国的にも市議会の最高規範性を持たせた位置付けとなっている。必要であれば、逐条解説で述べることは検討する」ということで回答しています。第2条にも載っていますよね。これは第2条の解説で述べているので、必要ないということでもよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 では、そのように回答を補充します。これは「×」ですね。「△」から「×」に変えます。

次に、8番、「条例全体として、これまでの議会における申合せ事項へ手続などを明文化したような印象を受けると。現在の政治不信を是正していくような最高規範たるにふさわしい理念、政治倫理についてしっかりと記述してほしい」。「ご

意見として受け止めます。申合せ事項や手続について明文化したことは意義あるものであると考えています。理念は前文で述べているので、記述する必要はないと考えます」ということで、いかがでしょうか。（「これはこの程度しか言えないだろう」と呼ぶ者あり）なので、検討しようがない。頑張ると。政治不信を地方議会で解消しろというのは、なかなか困難な話でございまして、これは「×」でよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 続きまして、質問です。10番です。「自由闊達の条例の定義をいかに捉えているか」。「心が広く、伸び伸びとおおらかに質疑ができる雰囲気のことを言います」。

○白井議員 条例上の定義と、そのまま多分、これが定義ですと書けないと思うんです。例えば、14番では、「自由闊達な質疑を保障するとともにルール化する必要はないのか」ということに対しては、「会議規則や申合せなどがあって、ルールに沿ってそれぞれの良識に沿って行っていると考えられる」と書かれてあるので、多分この辺がその答えになるのではないかなと思うんです。要するに、ルールに従ってやるんだということ。

○森戸座長 そうですね。10番、13番、14番は大体同じことですよ。自由闊達を盾に何でもありということにはならない。「議会運営の経費は税金であることを前提として考える視点がこの条例には皆無である」と言われております。（不規則発言あり）これは回答だから、「○」は要らないんですよ。だから、14番の回答を13番と10番に入れるということなのではないですか。「皆無である」と言っているけれども、ルール化はしているということで、これはそうしましょう。

続きまして、質問17番、「パブリックコメントの手続は不要でしょうか」ということなので、これはやりますよということでもよろしいですよ。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 「○」になっていますが、これは回答なしです。

続きまして、20番、「前文に最高規範性の解説を付した上で、本条はそれに基づく条項である」という解説が自然ではないかと。第2条で最高規範性を言っているけれども、解説を付した上で、本条はそれに基づく条項であるという解説が自然ではないかと。前文に最高規範性の解説を付した上で。これは、逐条解説の第2条に書いてある。

「小金井市議会議員及び議員の最も尊重すべき基柱として位置付けられています」の後に、「（これを最高規範性と言います）」というのを入れたらどうかということなんですね。（不規則発言あり）そうか、ここに書いてあるのか。

○五十嵐議員 この意見の意味というのは、前文に最高規範性とあるから、この条文の解説に載せるのではなくて、前文の方にもあるわけだから、それに基づいてこの条文が作られたんですよということを説明した方がいいのではないかなという意味ですよ。要するに、この条文の解説として、最高規範性うんぬんと私たちは述べただけでも、ここにそう述べるよりも、前文に既に最高規範性と書いてあるんだから、それに基づいてこの条文ができたんですよという解説をしたらどうですかという意味ではないですか。そういう意味かなと思って見たんですけれども。

○森戸座長 そうですよ。前文に最高規範性ということがあるので、本条は前文に基づく条項であるという解説を書いた方がいいということですね。

○五十嵐議員 それが自然ではないかという指摘を受けているのではないかと。

○森戸座長 そうなんですよ。分かりました。だから、第2条のところの、「この条例は、前文の最高規範性に基づく条項です」ということを加えた方がいいと。

○五十嵐議員 そういう言い方をした方が……。

○板倉議員 それと、この20番で言っているのは、前文の逐条解説に最高規範性の解説等を載せなさいということを言っているんですよね。前文の逐条解説には最高規範性ということの解説がないから、そこで触れた上でということを前提にしています。

○森戸座長 ということで、最高規範性の解説を、今、ほかにも前文で述べるべきだというのがありましたよね。（不規則発言あり）市民はね。だから、前文に最高規範性の解説を入れるかどうかだね。用語説明で入れる。「市民」ということで、前文は用語解説を入れているということがあるので、「最高規範性」というのも用語解説で載せるということですかね。どうでしょうか。では、ここに「最高規範」ということの説明を載せる。よろしいでしょうか。その上で、若干、第2条の解説のところを、「この条例は、前文に基づく条項です」というのを付け加えるということですかね。「小金井市議会及び議員の最も尊重すべき基柱として位置付けられています」と持ってきたらどうでしょうか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 では、そのようにいたします。したがって、これは「○」ということですね。

○片山議員 それは、前文に最高規範を含めた解説をつけるということですか。

○森戸座長 それは、どうでしょうか。1班でやっていただけますか。これから言うところはどうでしょうか。（「ちょっと入れるぐらいだったら」と呼ぶ者あり）こっちでやりますか。終わってから、またそこは検討しましょう。

では、第2条のところで、21、「『図らなければならない』、努力義務にしなければ優位性は違法ではないか」。「整合を図らなければならない」、「図るよう努めなければならない」にしないよということですよ、努力義務だから。

「整合を図るよう努めなければならない」、これ

は優位性は違法ではないかと。

○板倉議員 私も、この部長会のこの言い方がよく分からないんですけれども、要するに、議会基本条例は最高規範と言っているわけでしょう。そういう優位性を持たせることは違法ではないかと読めるんですよね。だから、最高規範であれば、「図らなければならない」という規定でいいと私は思っているんですけれども、いかがですかね。

○小林議会事務局次長 基本は、条例というのは同等の扱いということですが、あと、後方の優先ということで、後からできた条例が原則優先されるというような規定もあり、最高規範性と言っている中で議論してきたので、この表現がそんなにいけないのではないのかなと考えるところですが、あえて濁らせるとすれば、「図るものとする」というところぐらいまでかなと思いますけれども、特にいけないという感じもしないですけれども。

法務からは特に指摘を受けていないので、法務的には一応ここでは引っかかっていないということを追加として言わせていただきます。

○森戸座長 3番に、最高規範と条例に優位性を付するのは違法ではないかという意見を頂いています。これは、「最高規範性については、第2条で具現化しています。議会に関する他の条例などを制定したり改廃する場合は、この条例との整合性を図ることを明らかにしている」、議会の中の最高規範なんだよということをうたうことは、何ら違法でもないし、違法だということであれば、その法的根拠を示してほしいということだと思っただけです。例えば、小金井市にはありませんけれども、自治基本条例というのはその市役所の最高の条例であると、憲法であるということが言われるわけで、当然そういう根本的な条例があるということは、最近はある話なので、最高規範となる条例が議会という独立した機関の中にあるということが違法だということにはならないのではない

かということだと思いますので、法務からも指摘がありませんので、これは3番の回答を入れて「×」。

それから、23番です。第3条、「議事機関の意味が不明である」というご指摘を頂いています。これはかなり議論をしまりましたので、意味が不明なので、「逐条解説が十分ではないとしたら、そこに付け加えた方がいい」ということで回答を書いています。議事機関とは、議決機関でもあり、討議をする機関でもあるという両方の性格を持っているということで良かったんですね。

○小林議会事務局次長 議事機関というのは憲法第93条に規定されておりまして、議決機関という用語は特にないんですけども、議決機関という用語解説の中で、「議会は地方公共団体の意思決定機関であるが、この意思決定は議会の議決によって行われる。そしてまた、議会の議決権がその本質的権限である。したがって、地方公共団体の議会は議決機関とも呼ばれる。また、議事機関とも言う」ということで、議事機関の方が広く、議決機関を含むというような議論の末、こういった形にしたといったところと記憶しております。

○森戸座長 ありがとうございます。それは解説で若干述べた方がいいんでしょうかね。用語の解説、議事機関とは。では、「議事機関とは」という用語の解説を入れます。ということで、これは「○」ですね。

続いて、25番です。では、どなたか読んでいただけますか。

○宮下議員 「『全ての会派が、意見の違いをお互いに尊重し合い、言論の府にふさわしい議会運営に努めること』の規定については、『第7条（会派）4、議会は、議会運営等において、会派に所属する議員数に関わらず全会派の活動を保障し、会派間の公平性を確保しなければならない』との規定があるため、不要ではないでしょうか。また、逐条解説について、議事機関の解説等もう

少し詳しい解説があった方がいいと思います」、これは今、やったんだね。これは流山市の参考が入っているということで、「検討します」ということで一応書いてあるんだけど、どうするのか。

○森戸座長 これは、第7条と第3条の第4号については、こちらはどちらとも削除しないということにしましたので、そういう決定にいたします。議事機関も、今、行ったように、解説を補充することいたしますということですかね。したがって、これは「△」でいいんですね。今後検討しますというよりも、一定対応すべきことは対応しますと。

次に、26番にいきます。「議会運営の原則なのか、議会の活動原則なのか」、これは、「議会の活動原則」に変更しましたので、これは「○」です。

○宮下議員 27番、「運営時間についての記載がないため、第3条（2）に『効率性』も含めた方がいいのではないか」ということです。

○森戸座長 これは「効率性」を入れましたから、丸です。

○宮下議員 30番、「2号について、公開性、公正性によって市民の信頼となるのか。効率性、合理性を持った議会運営がまさに信頼を得るのではないか。2号に追加すべきと考える」、そうしたら、これは「○」か。「効率性」も入れたんですね。

○森戸座長 「合理性」は要らなかったけれども、「効率性」は入れたと。

○宮下議員 これは「効率性」を入れたということで対応したと。

○森戸座長 そうですね、「効率性」を入れたと。

○宮下議員 これは「○」ですかね。

○森戸座長 はい。

○宮下議員 次、32番、第4号について、これはさっきと一緒か。だから、これは「×」というこ

とですね。

次が、35番、「以下、共通しますが、『議会は』と議会が主語となる場合、どのようなプロセスをもって合意形成されていられるのか。内容によっては委員長に委任されるのか。新たな取組も散見されるが、全て『議会は』を主語にした合意形成がなされるということなのか」という質問なんですよね。これは一応回答で、「『議会は』とした場合と『議員は』とした場合とでは区別をしています。『議会は』という場合は、基本的に全体の議員の合意をもって決める場合を言う。新たな取組も議会全体の合意形成のもとに行うものです」ということで回答したんですけれども。

○森戸座長 これはいいですね。

○宮下議員 これはオーケーね。

次が、36番、「疑義を正す」、これも、だから直したんだよね。これは直したということで、平仮名にしたと。

○森戸座長 あと、会議時間。

○宮下議員 「会議時間は、原則は10時から5時までで、その間、適宜休憩時間を入れるものとすることや、議事の効率性、議員、職員の健康上等の理由から、遅くとも午後10時にはその日の会議を閉会するよう努めることを規定すべき」というご意見でございます。これは、「ご指摘ありがとうございます。今後法務担当と十分に精査していきたい。会議規則等で会議時間は規定されているので、本条例には盛り込まない。深夜議会にならないように努力したいと思います」という回答でよろしいですか。座長がこの原文を書いているんですよ。ですので、非常に信憑性は高いと思うんですけれども、どうですか。

○森戸座長 努力したいと思いますという座長の思いを受け止めました。

○宮下議員 36番はこの回答でいきます。

次、38番、これは「自由な質疑、かつ効率的なを加えるべき」。

○森戸座長 これは入れました。

○宮下議員 入れたと。（不規則発言あり）入れてなかったか。

○森戸座長 第4条か。（不規則発言あり）そうか。保留ですね。

○宮下議員 これは保留だから。

○森戸座長 これは今日議論しないで、保留で（「不一致だから一旦取るという話」と呼ぶ者あり）一旦取るんですよね。そうすると、これは保留ですね。38番は保留。

○宮下議員 次が、40番、「公平で自由な質疑の保障と同時に、市民の税金によって運営されていることを踏まえ、効果的・効率的な質疑を行っていく必要があると考えられるため、その旨の規定を追加してはどうか」。第3条も入れたんだよね。

○森戸座長 入れたので、これはいいですね。

○宮下議員 これは「○」でいいね。第3条に入れたと。

次が、41番、「世田谷区議会や渋谷区議会でも見直しが図られているように、長時間の審議を行うことが自由闊達な市議会という文言により実施されているとするのであれば、時間は幾らあっても足りないことになる。ましてや、個々人の審議時間の長短のみをもって図るものでもないし、決められた時間内の中で最大の効果を発揮できるように考える必要があるのではないか」という質問に対しては、「貴重なご意見として活動にいかせるよう努力していきます」という回答です。

○森戸座長 どうですか。よろしいですか。これは座長が言っているんですけども、皆さんの総意だという……。

○宮下議員 総意で回答になるので、一応確認をしている。じゃ、ここはいいですかね。

次が、46番、「本条例の前文には、『議会の最高規範』との記述がある。最高規範であるならば、政治倫理に関する事項も含めるべきであると考えられるため、『小金井市議会議員の政治倫理に関

する条例』を本条例に溶け込ませるべきである。また、前文にも政治倫理に関する一定の記述をするべきである」、これはどうでしょうか。

○森戸座長 一考の価値があります。これはどうするかなんですけれども、「議員の活動原則」のところにも入れてあるんだよね。

○宮下議員 入れてある。第5条の(3)。

○森戸座長 ただ、これで言うと、「溶け込ませるべきだ」と。これは入っているから。前文に入れる必要があるかどうかかなんですよね、「政治倫理」、要らないですね。

○宮下議員 もう入っている。

○森戸座長 もう入っていると。溶け込ませれば、独自性というか、政治倫理条例そのものがなくなることになる。

○宮下議員 じゃ、これは「×」でいいですか。

○森戸座長 「×」で。

○宮下議員 次、48番、これは第6条ですね、「抽象的なため、マニュアルを定めるだけでなく、対応することを具体的に明記したらどうか」、第6条、災害時の対応ですね。災害時の対応、第6条、表現が抽象的だと。「マニュアルを定めるだけでなく、対応することを具体的に明記したらどうか」と。これは、第6条で災害時の対応をうたっているんだけど、「逐条解説で災害対応マニュアルを定めています」という解説をしているので、それに対して、「マニュアルを定めるだけでなく、対応することを具体的に明記したらどうか」と。

○鈴木議員 だから、それは議会基本条例ではなくて、マニュアルで備えていくということをここで表明したということですよ、議会基本条例として。だから、それは、今、ここに書いてるように、マニュアルの見直しを図ることが書いてあればオーケーだと思うんです。

○宮下議員 そういったことで具体的に対応できているんだからね。これは「×」でいいですね。

○森戸座長 そうですね。

○宮下議員 次が50番、これは第7条ですね、「2項及び3項について、条文と解説の整合が図られているのか疑問である。会派は集団であり、本来一人では集団たる会派を構成し得ないが、本市においては、〇〇の理由で、一人であっても会派としての届出を認めているという解説が必要と考える。4項は条文の解説になっていないと考える」ということなんですけれども。

○森戸座長 まず、そうすると、「2項及び3項については、条例と解説の整合が図られているか疑問である」、2項は、「会派は、基本的政策または理念が一致する議員で構成する政策集団です」という言い方。3項は、「一人の場合においても、会派として届け出なければならないとする」と。したがって、③の場合に、「本市の場合においては、〇〇の理由で」ということで(不規則発言あり)そうですね。ですから、①として、「議員が議会内での活動を円滑に行うために会派を結成することを定めています。また、政務活動費の交付は会派に対して行われているため、一人でも会派の届出を認めています」という文章を逐条解説に補充したらどうかというのが正副座長案です。

○宮下議員 「認めている」のではなくて、「ねばならない」だから。

○森戸座長 「一人でも会派として届け出なければならない」という文章を加えたいと思いますが、どうでしょうか。

「4項は条文の解説になっていない」と。「議会は、議会運営等において会派に所属する議員数に関わらず、全会派の活動を保障し、会派間の公平性を確保しなければならない」という条文に対して、「議会の申合せ事項に基づき、会派代表者会議への全会派の出席、本会議及び委員会での発言機会(会派の人数に関わらず)」において……。

○宮下議員 第7条4項は削除しないということ

で、残したんですね。

○森戸座長 残したんです。ただ、整合がないと。解説になっていない。

○宮下議員 会派間の公平性を言っているわけだから、いいのではないかと。問題なしと。

○森戸座長 これは別に問題ない。では、①の方は直すわけですね。①は直して、④は直さない。

では、次にいきましょう。

○宮下議員 次が、質問57番、第8条です。「第5章にある政策検討会のようなものは、これらに準じて公開対象に名を連ねるものになることも考えられるのか」、これはいいんでしょう。公開の対象になるということ。

次、73番にいきます。第11条です。「体制整備の具体的には」。

○森戸座長 広報広聴活動ですね。「要綱に基づき、広報・広聴協議会」とあるんですが、広聴は取ってください。「体制も厚く整えた」と。今後もしも適宜対応していくと。「体制整備の具体的には」。もしあれだったら、体制を十何名から十何名に変えたとか入れますか。入れなくていいですよ。ね。「厚く整えた」と。

○宮下議員 これでオーケーと。

次、74番、「別に定めるとは、別に規則を制定するということでもいいのか確認」と。これはいいんでしょう。「議会報告会については、要綱として別に決めました」と。いいんですね。

○森戸座長 お見込みのとおり。

○宮下議員 75番、「議会報告会は地方自治法上、何を根拠とするものなのか説明してほしい」、回答は、「議会報告会の自治法上の規定はありません」と。

○森戸座長 何かありますか。ないですよ。

○宮下議員 これはもう回答なので、「ありません」という回答でお願いします。

76番、「議会報告会については、多様な住民意思・意見を聴取する場として、議員全員が出席し、

市民と対話をしながら実施していただき議会運営の改善を図っていただきたい」、「ご意見ありがとうございます。議会報告会の趣旨は別途定めてあるとおります」、「これでいいですか。

○森戸座長 次、読みましょうか。78番、「第13条第1項に関連して、『監視』の表現ですが、各市町村のホームページなどにも、議会の役割について『監視』の表現が散見されていることは承知しておりますが、『チェック』に置き換えた方がよいと思います。『チェック』の中に狭義的な意味の一つに『監視』があると考えられますので、片仮名という課題もありますが、比較した場合、総合的に見て、『チェック』が適切な表現と考えます。同条第3項の資料要求については、議員の権能の中に調査権があると思いますが、多数の資料要求の中に、議員の皆さんの調査によって対応できるものがないかとも思います。資料要求の前段で、コピーで対応できる資料や、部局に要求しなくても良い資料などの振り分けの作業が市議会サイドでできないものではないでしょうか。ご検討をお願いします。同条第5項に関連して、ここでしか触れられないので、あえて触れさせていただきます。市議会としてあらゆる案件に対して慎重審議を行うことは十分に理解しておりますが、本会議や各委員会に出席している議員の皆さんを始め、市職員、管理職者、理事者、傍聴者などの健康を配慮し、また、行革の観点からも、時間外の削減のため、本会議等の終了時刻について何らかの規定はできないでしょうか。会議規則第9条により、会議時間は午前10時から午後5時までとなっております。時間延長については原則午後8時（夕食をとらない程度）を限度とするというのはいかがでしょうか。本会議や各委員会の審議時間が長くなることの要因が、市議会にあると申し上げているわけではありません」、「条文上、『チェック』という表現はなじまないと考えます。会議時間は、議会改革の中で検討していきます」

と断言したんですが、検討するかどうか、そういうのがあるので、皆さんのご意見を。

○宮下議員 これはまだ案だから。

○森戸座長 一つは、「チェック」と言った方がいいのではないかとあったんですが、先ほど来、片仮名はやめた方がいいという声があるので、これは「監視」にしたいと。(不規則発言あり) ちょっと違いましたか。対象が違いましたね。「監視」が嫌なんですよね。「チェック」じゃないんですよね。「監視」ですよね。これはなじまない。

会議時間、「ご意見として受け止めます」ですかね。(不規則発言あり) だから、終わらなかったらまた次の日ということもあるわけだから、そうすればいいよね。

○白井議員 貴重なご意見として受け止めましょう。

○森戸座長 「貴重なご意見として受け止める」でいいのではないかと。

○鈴木議員 座長の言葉ですから、「議会改革の中で検討していきます」でいいのではないかと思っています。

○森戸座長 だから、午後8時を限度とするということとかは、基本的には議会の判断ですけれどもね。私たちは、深夜議会はやめようと言っても、やろうという会派もいらっしゃる場合もあるし、その辺り、私の体験から言うと、私たちはやめようと言うんだけど、やろうという会派があるなど思っているものだから。

○斎藤議員 ここは「ご意見として受け止める」という表現にとどめて、それぞれの議会改革の中で提案する会派が出てくるというのは、それは受け止めるということではないのでしょうか。

○森戸座長 そうしますかね。

○鈴木議員 私は、それが「議会改革の中で検討していきます」という表現なのかなという形で受け止めさせていただいているということです。

○斎藤議員 ここは議会運営委員会ではないので、

議会運営委員会の中のルールとして、ここで提案するということにならないので、それぞれの会派が提案するということになりますので、私は先ほどそのように申し上げています。

○森戸座長 こうしたらどうですか。「会議時間は議会改革の中で検討されていくべきものと考えます」というぐらい。「ご意見として受け止め、会議時間は議会改革の中で検討されるべきものと考えます」と。どうでしょうか。では、そうしましょう。「ここで検討します」と言うと、ここは議会運営委員会ではないから。では、そうしましょう。

次、80番。

○宮下議員 「『主に議会として決議、議員の一般質問などの手法により』の『など』は具体的に何を指しているのか。『(1)政策等の発生源及び背景』の『発生源』という言葉について、『必要となった経過』などに変えた方がいい。それから、『求めるものとする』は『求めることができる』ではないのか。あと、資料要求は議員個人が行うのではなく、議会として行うものであり、現状は会議運営の効率化の観点から手続が簡素化されているものとする。条例施行に合わせ、資料要求について規定されるのであれば、一括して議決いただくなど、手続についても厳格化されるべきではないか」ということです。回答のところで、「逐条解説のこの部分は、政策立案や政策提言の具体的手法を説明していて、『など』を削除し、『議案に対する修正』、『委員会における質疑』や『要望行動』が含まれます」ということで書きました。あと、「ご提案の意味は、『発生源』の意味でも通じると理解します。表現方法は変えませんが、あと、「『求めるものとする』という表現で問題はありませぬ。資料要求については、柔軟な対応が求められるので、議決には至らないと考えます」、こんな感じで回答しました。

○森戸座長 ありがとうございます。②の2行目

の真ん中ぐらい、「『主に議会としての決議、議員の一般質問などの手法により』の『など』は具体的に何を示すか」と。これ、「など」を取って、「議案に対する修正、委員会における質疑や要望行動」を入れると。

○宮下議員 これはまだ入れていない。

○森戸座長 入れていないですね。入れるというのでどうかということなんです。解説には、基本的に「など」を入れないと、具体的に書くということだったかなと。なので、「一般質問」、「要請行動」、要らないですかね。「要望行動」と言っても分からないものね。じゃ、これは削りましょう。「議案に対する修正、委員会における質疑が含まれます」と。

「『発生源』の意味で通じるので良い」と。これはよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 あと、「求めるものとする」、これは「求めるものとする」という表現で問題はないと。

次が、資料要求について。議決すべきだと。議決はいかがですか。そうしたら、何でも議決しなければいけなくなる。でも、これは議決したら、議決事項になると、むしろ部局を縛るんですよ。相談の上がなくなるから。だから、「×」でいいですよ。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 若干、上は直していいですよ。

○宮下議員 一番上は直すと。80番は終わり。

次は、83番、「第13条第4項、『市長等が提案する』とあるが、議案の提案権は市長にある。どのような考えで『市長等』としているのか」と質問があって、「ここでは、議案の提案のみを指しているのではなく、計画や政策、施策といった幅広いものを指しています。そうしたものを表現するとき、単に『市長』のみでは正確とは言えない。等とは、市長と教育委員会です」ということで一

応回答したんですけれども、第13条第4項。

○森戸座長 これは『等』を全部取ったんですね。

○宮下議員 取ったんだよね。じゃ、これは「○」か。「等」は削除しますと。

○森戸座長 教育委員会なんですよ。独立した行政機関だから、市長と議会との関係にはならないのではないかということなんですよ。よろしいですかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○宮下議員 じゃ、これは条文から「等」を取るということで。

○森戸座長 はい、「等」を取ると。

○宮下議員 それで、次が86番、「逐条解説中、『引き続き協議する』では解説になっていないのでは」、これは「現行の申合せから転載している」ということで、出典を実際には明記するようにしましたので、解説の方に「出典」ということで、「小金井市議会ハンドブックより抜粋」というのをいれましたので、それでここは一応回答という形にしたいと思います。これは問題ないと思います。

次は93番、「逐条解説④」、これは第13条、「④の（1）から（7）は、説明義務についても規定しているのか。規定している場合、説明できないものの取扱いはどうなるのか。また、規定していない場合、この規定及び解説にどんな意味があるのか」と。回答は、「本条例は、あくまでも議会側の権利をうたっているもので、説明義務を課したものではありません。策定に向けての議論の中では、全ての議案に対し求めるものでないことが確認されています」と。これはどうですか。

○森戸座長 このぐらいでいいですよ。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○宮下議員 じゃ、次にいきます。95番、「市長等が提案するとは議案のことなのか」、回答、「市長が議会へ提案する重要施策を指す。あえて議案に限定しない」ということで、どうですか。

いいですかね。

○森戸座長 はい。

○宮下議員 次は、99番、「求めることのできる対象となる『重要事項』に当たるか否かの基準を定める必要があるのではないか」、これは「参考意見として今後検討します」と書いたんだけど、どうですかね。

○森戸座長 「求めるものの基準」、市長報告で
すかね。

○宮下議員 第14条、市長報告、「議会は、市政の重要事項について市長の報告を求めることができる」。

○森戸座長 「『重要事項』に当たるか否かの基準を定める必要があるのではないか」と。今後検討なんですけれども。「総合的に判断する」、「その都度、議会で決める」。「総合的に判断し、その都度、議会で決めていく」。

○宮下議員 じゃ、99番の回答は、「総合的に判断し、その都度、議会で決めていきます」ということでもいいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○宮下議員 これは質問だね。質問だから、「○」、「×」はなし。

次、100番、「全員協議会の法的根拠を明確にせよ」、「地方自治法第100条第12項に、『議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場を設けることができる』とあり、市議会の会議規則にも規定があります」、いいですか。

○森戸座長 はい。

○宮下議員 101番、これは第16条のことを言っているということで、すみません。ご指摘があつて、第15条ではなくて、第16条のことを言っている。「法第96条第2項は、議会の議決事項の追加も認めているという解釈でいいか」という質問で、これに対しては、地方自治法第96条第2項を入れて回答にしています。「『普通地方公共団体に関

する事件につき、議会の議決すべきものを定めることができる』とあり、お見込みのとおりです」と。

では、次、104番、「解説中、『今までどおり』は説得力がない。執行機関が広範な執行権限を有する反面、法的責任を常に負っていることを踏まえて定められるべきである。議決事項として追加することについて合理的な理由、その説明が必要である。小金井市公の施設の指定者管理の指定手続等に関する条例は第96条第2項によるものなのか疑問」と。これは指定管理うんぬんは取ったんですよ。これは取ったんです。回答のところは、「市政の根幹となる構想は10年後も求められているものであると考えます。議会を抜きに策定することは適切とはいえません。何か別な表現を検討します」と入れたんだけど、「今までどおり」という言葉は削除する。これは残している。（不規則発言あり）「今までどおり」を取る。それでいいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○宮下議員 「今までどおり」は取る。「議決事項として追加することについて合理的な理由」、何か別な表現は検討しなくていいのか。

○森戸座長 いいのではないかと。

○宮下議員 じゃ、これは「何か別の表現を検討します」は取る。「今までどおり」という言葉は削除する。これはもうやります。ということでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○宮下議員 次、111番、質問、「前項の機能強化を図るために政務活動費は活用することができないのか」、これは第17条ですね。調査及び政策立案、これは政策検討会のことですよ。これで、回答が、「場合によっては政務活動費を使うこともあり得る。詳細は今後、協議の後、決定していく」、これはいいですよ。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○宮下議員 これの次が、117番、「議会事務局庶務規定には、第2号で規定する担当事務は見受けられないが、そごはないのか」、これは「当該庶務規定は、この基本条例のもとに、将来的に整合をとるべく改訂すべきです」ということで、議会基本条例を基本に、将来、この庶務規定を変えていくんだと、そういう回答ですけれども、いいですよ。

○森戸座長 いいかな。

○宮下議員 そういうことですよね。議会基本条例が上位になるんだから。

次、118番、「『議会図書室の活用に当たっては、市が設置する情報公開コーナー等に対し協力を求めるものとする』とは、具体的にどのような協力を想定しているのか」、回答が、「提出された議案や示された計画などについて、また、議会の調査事項について、情報公開コーナーに対し資料の存否の確認や、必要があれば情報提供を求めるものです」、こういうイメージではなかったかと思うんですけれども、そうですね。

○森戸座長 はい。

○白井議員 115番は飛ばしましたか。

○森戸座長 では、115番に戻ります。

○宮下議員 115番、「『体制を充実強化』とあるが、市長の予算権限との関係は」、回答、「予算の提出権限は市長にあります。一方、議会は、事務局の体制強化のための予算を市長へ求めることは何ら問題ないとする」、いいですかね。すみません、115番は終わります。

そして、今、言っていた118番。

○五十嵐議員 118番、これ、私は確認したんです。「情報公開コーナー等に対し協力を求める」、その協力の中身というのはどこまでできますかというのを、逐条解説を作る関係で、前の次長と質問したんです。結局、どこまでできるかということになると、資料の存否の確認までということで、一応そのときはそこまでですかねという話になっ

ているんですけれども。

○森戸座長 一応、ここに「資料の存否の確認や必要があれば情報提供を求める」と書いてあるんですが。

○五十嵐議員 この「必要があれば情報提供を求める」というイメージが、そこがよく分からないというか、要するに、存否の確認までしか、なかなかそれ以上は難しいという、そんな話をした経過があるものですから、一応参考までにお話ししておきます。

○宮下議員 これは協力を求めることなので、拒否されたら終わり。

○斎藤議員 そのまま読んでいたら、存否の確認だけで、ありますよと言われただけでは、どこにどういうものがあるのか分からないので、どこにありますかという情報を提供してもらわないといけないということも含めて、情報を提供していただかないと全く意味をなさないと思います。

○森戸座長 資料の存否の確認、必要があれば情報提供を求めないと、どこに資料があるか分からないから、斎藤議員がおっしゃるように、情報提供を求めると。それで仕方ないですよ。

○五十嵐議員 この説明でそのように読み取れるなら別にそれで構わないんですけれども、現実的にこれを読んだときに、情報公開コーナーにありますとか、そういう言い方になるんだろうと思うんですよ。ただ、情報公開コーナーにありますよとは言えますけれども、出してくださいと議会事務局を通じてお願いしたからといって、そちらから来ますということはないでしょうねという感じでしたよね。

○森戸座長 よく考えてみると、向こうにそういう所掌事務があるかどうかですよ。情報公開というのは、何人にも情報を公開しなければいけない。だから、議会であっても情報を公開しなければいけないということだと思う。

○五十嵐議員 そうなんだけれども、今のルール

だと、市民でも情報公開コーナーに行って、そこでいろいろ手続をして、コピーしてくるなりしてあるわけではないですか。協力を求めるということになると、議会で待っていれば来ますよみたいなイメージに、そこまで考えられてしまうと、実態はそこまでは難しいかもしれませんねという確認をしたということです。

○森戸座長 若干休憩します。

午後 3 時 58 分休憩

午後 4 時 08 分開議

○森戸座長 再開します。

引き続き、議会基本条例策定代表者会議を再開いたします。

今、118番を終わりました、次に、119番と122番は同じことなんですよね。なので、ここも「情報公開コーナーまたは図書館本館に協力を求める」みたいなことで回答しております。122番も同様です。これはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、このままでいきます。

次に、125番、第21条、「第10条と同じ(公聴会についての規定)」ということであります。67番、「地方自治法第115条の2(公聴会及び参考人)では、それぞれ『意見を聞くことができる』とされており。いわゆる『できる』規定であり、基本条例での『積極的に活用するよう努める』とまでの表現はいかがでしょうか。更に、流山市の議会基本条例では、『議員定数』と『議員報酬』についてのみを公聴会の開催について定めている。小金井市においても、特に必要と認められる案件があるなら、それを定め、規定すべきと考えます。もし、特に想定がないのであれば、自治法に既に定めがあることで足り、この条文はなくても良いのではないかと考えます。しかしながら、自治法の規定にあることは承知の上で、本議会基本条例の条文としてあえて一条加えるという

ことであれば、『積極的に』の文言は削除すべきと考えます」ということです。

○宮下議員 ここで言っているから、議員定数について公聴会を開けと。そうするか。

○森戸座長 回答も第10条と同じ。

○宮下議員 じゃ、それでいいね。

○森戸座長 回答も第10条と同じです。

○宮下議員 130番も同じだね。第10条と同じと書いてある。これも回答は第10条と同じ。130番は終わり。

次が、137番、第24条のところ。『『検証』に第三者は必要ないのか。検証に当たり、市民の声・意見などはどのように把握し、反映させるのか』と。これに対して回答は、「『第三者を入れるかどうか』など、検証の具体的な方法は議会運営委員会で検討することになります。市民の声・意見などを把握する機会を十分とることも当然検討されることになります」と。いいですか。

○森戸座長 これはどうでしょうか。検証について。

○宮下議員 いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○宮下議員 では、次が140番、「検証内容、方法、定期的に検証を行う時期、検証に当たっての市民参加についてご教示願いたい」、「検証の具体的な進め方は、今後、議会運営委員会で決めることになる」ということでいいのではないかと。

○森戸座長 ということでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○宮下議員 第25条の141番、「誰が別に定めるのか。議長なのか、議会なのか」、これは「議会である」ということで。

○森戸座長 「議会である」でいかがでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○宮下議員 あと、法務審査の方の指摘。

○森戸座長 法務審査はもうやったんですよ。質問があったのか。

○宮下議員 通し番号の6番、「議会は、議事機関として議決責任を果たすために、その意思決定に当たっては議員の公平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならない。2、議会は、論点の整理または合意形成を図るために、各委員会を中心に議員間で討議を行うことができるものとする」、これについては、「第1項と第2項の違いが分かりません」ということで、回答としては、「第1項は、主に行政に対する質疑を想定していて、第2項では、議員間の討議を想定しています」という説明で回答したんだけど。

○森戸座長 「行政に対する質疑」と「論点の整理または合意形成を図るために、各委員会を中心に議員間で討議を行う」、第1項の場合は自由な質疑を中心とした質疑の保障だと。2番目は論点整理、合意形成を図るための議員討議と。違いが分からないという、分からないことが分からないんだけど。

○宮下議員 でも「論点を整理し」だからね。書いてあるものね。

○森戸座長 そんなに分かりませんか。

○白井議員 今、座長が整理されたとおりで、1項は、端的に言うと質疑の保障だと思うんです。二つ目は議員間討議、これに尽きると思います。

○宮下議員 書いてあるとおり。

○森戸座長 そうですよ。ですから、これでいいですよ。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 以上で「△」は終わりました。ありがとうございました。

それで、終わったんですが、今日直すと言ったところについては、正副座長でもう一度直しをして、皆さんにお渡しできるようにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○片山議員 この部長会からの指摘事項というか、この策定代表者会議に出されている資料というの

は公開されているわけですよ。全てにおいて公開されていて、ホームページとかに載っていましたか。

○森戸座長 これはまだ載っていない。部長会のは公開するんですかね。(「いや、公開の予定はしていないですけども、内容的な手続の中ということなので、公開するのは決めていない」と呼ぶ者あり)

○片山議員 パブリックコメントの回答などについては一般的にホームページで公開しているので、ほかの条例とかに関しても、これから多分市民からのパブリックコメントについてもそうやって回答については公開していく形になると思うので、何らかの公開ができていくといいかなと思います。

○森戸座長 食育はどうしたんです。公開したんです。不規則発言あり)出ていなかったですかね。そうすると、公開するかどうかは部長会にかけなければいけないですか。

○加藤議会事務局長 この代表者会議の資料として既にお配りしているものなので、当然これは公表されるべきものです。これを議会として積極的に、先ほどお話がありましたように、ホームページに載せていくのかどうするかというのは、まだ何も決めていないので、その辺の積極公開をしていくのかどうかということはお決めいただければと思いますけれども、これ自体はもう代表者会議の資料としてあるものですから、当然これは公表の対象になります。

○森戸座長 ただ、問題は、積極公開するかどうかは部長会とも、部長会もそれを想定しているのかな。

○加藤議会事務局長 それは、正直、そういう話は私は一切していないので、そういう想定は多分していないと思います。なので、もしそういうことであれば、議会の方からこういうお話がというのはしておいた方が丁寧かなとは思いますが。

○板倉議員 ただ、個人情報は一切含まれていな

いんですよ。部長会というだけであるから。私は、部長会に相談するまでもなく、当然ホームページなどに載せていけるものだと考えております。

○森戸座長 ただ、突然公表するわけにはいかないと思うんですよ。部長たちもそのことを想定してやっているわけではないと思うし、そういう店では丁寧に、部長会には公表したいと思いますということで、一応投げ掛けておくということだと思うんですけども、どうでしょうか。

○加藤議会事務局長 ということのお話であれば、今日は10日ですけども、実際にこの回答を部長会の方に多分お示しするというのが22日の水曜日辺りかなと、今、自分としては想定しておりますので、そうすると、来週の15日の水曜日にまた部長会がありますので、その時に私の方からこういう話がありましたということを振ることはできますので、もしそれでご了解いただければ、そのようなお話は私の方からさせていただきたいと思えますので、そのご確認だけおとりいただければ、そういった形での対応は私の方でします。

○森戸座長 読んでみると、メモ的なものから、どこのことを言っているのかということがなかなか分からなかったりするので、お忙しい中、書いていただいているから、そういう意味で、公開されるんだったらもっと丁寧に書くんだっとかいう方も出てくるかもしれませんし、そういうことを考えると、一応投げ掛けてご了解をいただくという方がいいのではないかと思うので、そのようにしていきたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 よろしく願いいたします。

では、一応今日はここまでということで終了させていただきます。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 その他で何かございますか。

○白井議員 あと、13日も予定していますよね。これは予定どおり、朝10時からですか。

○森戸座長 朝10時から、市民説明会ですよ。

○白井議員 決めないといけないから。分かりました。

○森戸座長 「×」の部分も確認させていただきたいと思います。

では、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 お疲れさまでした。

午後4時21分閉会